

平成30年（2018年）12月紀北町議会定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成30年12月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成30年12月21日（金）

出席議員

1 番	宮地 忍	2 番	田島明良
3 番	柴田洋巳	4 番	岡村哲雄
5 番	大西瑞香	6 番	原 隆伸
7 番	奥村 仁	8 番	樋口泰生
9 番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	武岡 芳樹	総 務 課 長	濱田多実博
財 政 課 長	水谷 法夫	危機管理課長	岩見 建志
企画課長補佐	塩 崎 清人	税 務 課 長	上 村 毅
住 民 課 長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村吉伸
環境管理課長	玉本 真也	農林水産課長	上野和彦
商工観光課長	玉津 裕一	建 設 課 長	植地 俊文
水 道 課 長	上野 隆志	海山総合支所長	玉津 武幸
教 育 課 長	村島 昶郎	学校教育課長	宮本 忠宜
生涯学習課長	井土 誠		

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川 賀夫	書 記	家倉 義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

9番 太田哲生 10番 瀧本 攻

議事の顛末 次のとおり記載する。

(午前 9時 30分)

東清剛議長

皆さま、おはようございます。

開会の前に1件、ご報告を申し上げます。

本日8月に逝去されました元議員の東澄代さんの生前のご功績に対して、このほど、旭日単光章が授与されましたので、ご報告申し上げます。

それでは、定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

東清剛議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

東清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

9番 太田 哲生君

10番 瀧本 攻君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において、各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各常任委員長からの審査経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 瀧本攻君。

瀧本攻総務産業常任委員長

皆さんおはようございます。今日は良いお天気で外気も11度でございました。

それでは、平成30年12月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託された案件について、審査の経過と結果について、報告させていただきます。

まず、今期定例会で付託されました案件は、12月12日、午前9時30分から第1委員会室において、委員8名出席のもと開催いたしました。

説明のため出席した者は、総務課長ほか職員、財政課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課の課長及びに職員であります。

まず本会議において、付託された案件は、

議案第55号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例

議案第56号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第62号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結について

議案第64号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

の議案6件の審査であります。

それでは、審査の結果について、報告いたします。

まず、議案第55号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第56号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

質疑といたしまして、議案書13ページの宿日直勤務についてですが、現在でも宿直や日直業務があるということですか、これはどういう業務を指すのですかという質疑がありました。

本庁舎では現在、業務委託していますが、老人ホームでは宿日直業務がありますので、そのことを指しているということですよという答弁でございました。

また質疑として、「常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には」を「常直的なものを命ぜられた職員には」にこれを改めるとのことですが、この「もの」とは何を指すのですかという質疑があり、常直的ということは、そこに住込み、宿日直業務を行うことで、現在、そのような職員はいませんが、今回の改正は字句の整理をさせていただいたものですよという答弁でございました。

台風などで泊まり込んで行う業務はこれにあたらぬのですかという質疑に対して、その業務については、時間外勤務手当で対応していますとの答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第62号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についての審査を行いました。

議案書54ページ、事業の進捗率についてご説明くださいとの質疑がありました。

現在、三浦漁港海岸事業は、総事業費11億5,800万円で平成32年度完成予定として事業を進めています。

事業の目途も立ってきましたので、三重県に全体事業費についての精査をしていただいています。

その関係で、総事業費については若干の変更が生じますが、今現在の総事業費に対する事業進捗率は今回の変更契約の増額分3,560万円を追加しますと約98%の事業の進捗です。事業としましては56ページの図面をご覧くださいっていますが、図面の緑色の部分が残って

います。

今回は国の交付金が追加されたことにより水色の部分が追加されます。オレンジの部分が補助金施行分です。ピンクの部分で平成30年度既存の交付金分です。ピンクの部分と水色の部分が今年度事業として事業着手されていますが、詳細設計はできていませんので、金額が不足した場合には、平成31年度予定の事業費配分を見直す必要がありますという答弁でございました。

今の説明で行くと平成31年度完成ということとなりますが、予算面は大丈夫なのですかという質疑に対して、三浦事業の完成予定は平成32年度となっています。平成31年度の予算要望については、平成32年度分を含めた事業費を要望していきたいと思っておりますと、現在、三重県と協議中という答弁でございました。

先ほど答弁の中にありました、総事業費11億5,800万円とおっしゃいましたが、議案書のどの部分がそれに示されていますか。また事業の進捗率が5割、今後どの程度の事業を要望するのかという質疑がありました。

総事業費11億5,800万円は、今年の2月に行った全員協議会で矢口の計画変更を説明させていただきました。その際、三浦の全体計画についても総事業費11億5,800万円ということで説明させていただきました。今回の議案書については、議決を求める内容が、契約変更によるものですので、総事業費にお示ししていません。

今後の事業費については、三重県で試算していただいておりますが、資材高騰等により現在の総事業費よりも増額変更が生じることになっています。具体的な事業費については三重県で現在、試算をしていただいておりますので把握できていませんという答弁でございました。

概算ではどの程度の予算になるのかわからないのですかという質疑に対して、図面の緑の部分について、来年度以降の事業実施箇所となっていますが、仮設道路や旧施設の撤去に関してどの程度の費用がかかるか精査中ですので、具体的な数字は把握できていませんという答弁でございました。

補正予算の中に繰越明許費5億1,200万円、議案書の55ページにある事業費について、どの部分が合致していますかという質疑に対して、三浦については、2億7,517万5,000円、矢口については2億3,682万5,000円、三浦については、議案書の55ページにありますように、今回の変更も含め三重県との契約額が3億3,021万8,000円となります。このうち、2億7,517万5,000円が矢口分の翌年への繰越ということでございます。

矢口については、町が単独で事業を実施する事業費も含めた約2億3,682万5,000円を繰越しいたします、トータルで5億1,200万円。矢口については、青さのり養殖の関係で事業費全額を繰越し4月以降に事業を実施したいという答弁でございました。

また委員から事業費については、わかりにくい部分がありますので、今回の資料作成についてわかりやすい表記をお願いしますと。

課長のほうからわかりましたということで、皆さんのテーブルの上に配付した資料が前回の資料でございますので、ご精査ください。

今回の変更は陸開1基を設置するものですが、遠隔装置の取付は行うのですかという質疑に対して、遠隔装置を設置することはございません。油圧電動式であり、また蓄電もできるようになっておりますという答弁でございました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第64号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに総務課の所管分について、予算書19ページ、第9目・知事選挙費、第10目・県議会議員選挙費について、補正前の額がそれぞれ691万8,000円と191万2,000円ですが、同じ50万6,000円を減額するのはなぜですかという委員からの質疑に対して、選挙では、ポスター掲示場の設置及び撤去に係る委託契約を一括して行うものですが、該当する選挙は年度をまたいで行われることとなりますので、支払いについては設置費用と撤去費用を分ける必要があります。撤去費用にかかる部分を債務負担行為として計上し、平成31年度に予算化することに、今回50万6,000円を減額することになりますという答弁でございました。

また、委員から予算書16ページ、第2目・文書広報費の工事請負費として文書取扱事業となっておりますがこれは何ですかという質疑に対して、台風により海山総合支所の掲示板が破損したため、それを補修するための費用です。現在は、玄関、風除室内に仮設掲示場を設置しておりますが、本来の場所に設置したいということでございますという答弁でございました。

予算書11ページ、ふるさと寄附金の増額8,000万円について、当初は1億2,000万円でしたが、今回増額したのは、既に1億2,000万円の寄附が集まったということですか、それとも見込みですかという質疑に対して、ふるさと寄附金の増額につきましては、平成29年度のふるさと寄附金の決算額が、1億9,755万9,816円でした。

予算を編成した10月末時点で前年度比約350万円増額となっており、目標額という思いを込めて、前年度決算額を勘案し2億円となるように予算を計上させていただいております。11月末現在で寄附額は、7,718万1,000円であり、1億2,000万円には達しておりませんという答弁でございました。

また、委員から1億2,000万円に達しておりませんが、今回8,000万円を見込んで予算を計上したということですが、集まる見込みはありますかという質疑に、見通しにつきましては、前年度決算額に対して今年度も順調に寄附金が推移をしているため、2億円と見込ませていただいていますという答弁でございました。

それから委員から、寄附金は、12月が一番多いのですかとあり、実績につきましては、12月が一番多い月になっております。平成29年度の実績で報告させていただきますと、12月には約9,400万円のふるさと寄附をいただいておりますという答弁でございました。

以上で財政課所管分の質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のおり税務課所管分について、質疑を終了しました。

次に、農林水産課所管分について、予算書の27ページの農業費、一般土地改良事業の修繕料180万円の事業内容はどのようなものですかという質疑に対して、台風の被害により農業用水路や頭首工等へ堆積した土砂を撤去する修繕料です。

具体的には何カ所ありますかという委員の質疑に対して、二又木頭首工、下河内頭首工、志子奥頭首工、十須頭首工、二又木用水路、大原の用水路の6カ所の土砂撤去ですという答弁でありました。

委員から予算書30ページ、商工業振興費のふれあい広場マンドロ管理事業の修繕料がありますが、あちこち傷んでいる場所はありますかという質疑に対して、台風21号・24号により罹災しました、製作場の屋根に貼ってありますアクリルパネルが4枚破損しましたので、その修繕料になりますという答弁でありました。

委員から商工業振興費の物産振興事業で通信運搬費12万8,000円の増は、銚子川の水の送料の増額と聞いておりますが、販売先が増えたのですか。また、どのくらい売上が上がりましたか、その内容について説明をお願いしますという質疑がありました。

通信運搬費の増額の理由ですが、今年の7月に、観光ホテルでウェルカムドリンクとして提供しているボトルウォーターを提供している製造業者が西日本水害で被災し製造できないということで、その代わりに銚子川の水を取扱いたいとお話がありました。それで3

年前に銚子川の水を使ったホテルオリジナルのボトルウォーターを製造できないかというお話もあり、今回、緊急的にフォローするという通信運搬費を増額させていただきました。なお、通信運搬費分は業者が負担していただいております。

どのくらいの量の注文がありましたかという質疑に対して、箱数で400箱、本数にしますと9,600本ですという答弁でございました。

また、委員から予算書32ページ、道路橋りょう維持費、町道道路維持補修事業の場所はどこですかという質疑に対して、該当する箇所は11箇所あります。重複する箇所もありますが、道路修繕箇所は、町道大台1号線、町道中里3号線、町道馬瀬奥3号線、町道矢口大根1号線、町道白浦1号線、島勝浦地区、町道中田6号線、町道田ノ谷3号線、長島笠子地区の以上11箇所でありますという答弁がありました。

以上で建設課の所管分についての質疑は終了しました。

予算書35ページ、管理職員特別勤務手当と時間外勤務手当が計上されていますが、これは職員の分ですか、それとも消防団員分ですかという質疑に対して、こちらも予算計上は職員の分ということでございました。

職員の人件費は総務課で計上しないのですかという質疑に対して、災害対応分の手当は危機管理課で計上していますという答弁でございました。

また、委員から予算書12ページ、災害対策費用保険金が計上されていますが、これは毎年あるものなのですかという質疑に対して、今回計上させていただいた保険金は、台風20号、21号、24号の際に避難準備・高齢者等避難開始を発令した際に要した職員の時間外手当に対する全国町村会の災害対策費用保険金ですとの答弁でございました。

委員からこの保険は過去にも計上がありましたかという質疑に対して、災害対策費用保険には平成29年度より加入しており、昨年も計上させていただいておりますという答弁でございました。

予算書16ページ、交通安全対策推進事業の工事請負費についての説明してくださいという質疑がありました。

ゾーン30の設定に関する費用です。ゾーン30とは、生活道路における歩行者の安全な通行を確保することを目的として、区域を定め最高速度30km毎時の速度制限を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせて、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜ける道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。区域は警察が設定し、町がそれに伴う表示を行うための費用でございます。

委員から対象箇所と延長を教えてくださいという質疑がありました。

延長というものはありませんが、対象箇所は相賀地区の8箇所という答弁でございました。

8箇所ということでは、そこは交通量の多い箇所ですかという委員からの質疑に対して、交通量も多いですが、地域の方の要望をもとに、主として生活道路が集まっている区域の通学路が含まれている区域であることや、本年度、死亡事故などの重大事故も発生している箇所です。

以上のとおり危機管理課所管分について質疑を終了しました。

以上で、本委員会所管分の質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました6案件について、審査の経過と結果の報告を終わります。

よろしく申し上げます。

東清剛議長

次に、教育民生常任委員長 大西瑞香君。

5番 大西瑞香君。

大西瑞香教育民生常任委員長

おはようございます。

平成30年12月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につき、12月13日、木曜日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8人出席のもとで開催いたしました。

説明のために出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課、水道課の各課長及び職員であります。

また、今期定例会において付託されました案件は、

議案第59号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例

議案第60号 紀北町学校基本財産条例の一部を改正する条例

議案第61号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例

議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結について

議案第64号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第4号）

議案第65号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第66号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第67号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第68号 平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）

議案9件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

はじめに、議案第59号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

提案理由を「廃校することに伴い」とした理由と、3月ではなく12月定例会に提案された理由について質疑がありました。

答弁としまして、今回の条例改正については、引本小学校の廃校ということでお願いしています。これまでの保護者への説明には閉校という言葉を使わせてもらっています。閉校は学校の経営を休むというような意味があり、廃校と同じ意味ということで辞書に載っています。保護者の皆さまには閉校という言葉で説明させていただいていましたが、今回は条例改正という事で廃校という言葉を用いています。また、施行期日は平成31年4月1日ですが、廃校に伴い、教員の加配というものがあります。統合先の相賀小学校に統合に伴う教員の加配があります。教員は県費負担で、年明けから人事が始まります。加配の申請を行うのは、廃校が正式に決まってからになりますので、12月定例会で条例改正を提案していますとの答弁でした。

続きまして条例でなくなってしまうということ、どうやって説明されますかという質疑がありました。

答弁としまして、教育委員会としましては、3月末で学校を閉じるという事を伝えています。12月定例会で条例改正の議決をお願いするまでは、保護者に伝えていませんでしたが、校長にお伝えし、学校だより等で、通知していただくように検討させていただきますとの答弁でした。

続きまして、保護者の考えとしては、児童数がどんどん減ってくるとなると、複式学級

とか少人数では心配で、現に相賀小学校に通う方がおられるようですね。そのような方のことも踏まえて考えていただきたいのですがどうですかとの質疑がありました。

答弁としまして、引本地区から相賀小学校などの他の小学校に通っている児童もいます。その方は、指定校変更という届けを出していただき、教育委員会で承認して通っている状況です。閉校に至る保護者との協議におきましても、そのような人数もお知らせして協議を進めてきましたとの答弁でした。

続きまして、引本小学校の廃校後の運用と管理について質疑がありました。

答弁としまして、今後の校舎の利用については、今のところ予定は決まっていません。閉校後検討していきたいと思います。閉校後の管理につきましては、今現在は教育財産ですので、教育委員会で管理をさせていただく予定ですよとの答弁でした。

続きまして、校舎が教育財産から普通財産に移管するかどうかについて質疑がありました。

答弁としまして、現在は教育財産で今後は普通財産に移管をしたいと思っておりますが、その時期については、まだ決まっていません。普通財産の管理は財政課になりますよとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第60号 紀北町学校基本財産条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

各小学校の教育財産の山林について質疑がありました。

答弁としまして、管理は農林水産課にお願いしています。過去に地元の方から寄附をいただいた山です。最近では、木材を伐採して、そのお金を学校改築の費用にあてた等の実績はありません。学校教育の中での利用はしていません。

今回の変更内容ですが、旧条例では、引本小学校に財産の学校林がありました。その引本小学校の部分のみを相賀小学校に移すものですよとの答弁でした。

続きまして、地籍の表示について質疑がありました。

答弁としまして、地籍の単位ですが、町、反、畝、歩という単位で、田畑や山林の面積を表す単位です。現在はあまり使われてないと思います。町は1ヘクタール、反は10アール、畝は1アール、歩は1坪を表しますので、3.3㎡に該当します。矢口小学校の3,713は、3反7畝13歩と読みます。㎡に換算すると、13歩の部分は、3.3を掛けますので、約3,743

m²になりますとの答弁でした。

続きまして、今はm²を使いますが、今回条例改正する時にこの辺りの改正をしようとしなかったのですか。あと本数ですが、昭和31年8月1日時点ということですが、本数を確認して改正しようとはしなかったのですかとの質疑がありました。

答弁としまして、面積については確かに分かりにくいです。m²表示に直すことも検討しましたが、面積が町反畝歩表示になっていて、実際の面積が合っているのかの調査をして改正をお願いすべきと考えており、今後調査をしたいと考えています。本数も枝打ちや除伐、間伐により本数も変わることがありますので、その都度条例改正というのも煩雑になりますので、本数は、調査時点の本数に改正するかどうか等、今後検討させていただきたいと思います。面積は、その都度変えるのではないようにさせていただきたいと考えています。面積は、今後調査をさせていただきたいと思いますとの答弁でした。

続きまして、この手続きをしないと廃校にならないのですかとの質疑がありました。

答弁としまして、学校設置条例の一部を改正する条例が可決されますと、引本小学校が削除されます。この条例を改正しないと、4月以降、存在しない引本小学校が条例に残ってしまう事になりますので、今回、相賀小学校への財産の移管をお願いするものですとの答弁でした。

続きまして、学校が財産を持っていることがはたしていいのかどうか。学校とは違うところで管理するのが妥当ではと思いますとの質疑がありました。

答弁としまして、学校林は学校に寄附してくれた人の意思もあると考えます。その学校のためにと寄附をいただいておりますので、今のところは学校林として管理させていただきたいと考えていますとの答弁でした。

続きまして、今回の改正案はこれでいいと思いますが、この条例を早急に廃止し、町の普通財産に移すべきだと思います。それで農林水産課で管理してもらえばと思いますが、いかがですかとの質疑がありました。

答弁としまして、引き続き検討させていただきたいと思いますとの答弁でした。

討論に入り、反対討論はなく、賛成討論として、委員からいろいろ質疑させていただきましたが、内容を精査して上程してほしいと思います。今回は認めますが、今後気をつけてくださいという賛成討論がございました。

以上で討論を終了し、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第61号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

工事着工予定と跡地についての質疑がありました。

答弁としまして、工事は12月25日に入札を行い、70日間の工期となっています。周囲に事業所等がありますので着工前に説明し、ご迷惑のかからないよう注意したいと思います。

跡地については、解体工事後、舗装をする予定です。普通財産に所管替えを行った後、跡地利用を検討することになっています。現状では跡地利用については決定していませんが、燈籠祭や各種イベントの駐車場、また、2021年開催「とこわか三重国体」の前年のリハーサル大会の駐車場として利用できるのではないかと考えていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結についての審査を行いました。

運用計画について質疑がありました。

答弁としまして、運用計画ですが、低学年と高学年では下校時間が違います。登校時は、同じですので1便で学校に向いますが、下校時につきましては、低学年用と高学年用の2便になります。水曜日の下校時間は全員同じですので、1便となります。

また、土曜授業が年に3回ありますので、土曜授業の送迎にも使用することを計画していますとの答弁でした。

続きまして、運転業務がどのようにする予定ですかとの質疑がありました。

答弁としまして、業務委託でお願いしたいと考えており、事業者の選定は、入札により決定したいと思いますとの答弁でした。

続きまして、スクールバスの課をまたいだ利用について質疑がありました。

答弁としまして、スクールバスにつきましては、国の補助事業を活用して整備したものもあります。そのようなバスは、目的外利用になりますので、他での活用は難しいと思います。しかし、町の一般財源で購入したバスは、町のイベントの送迎に利用することは、可能だと思いますとの答弁でした。

続きまして、マイクロバスの定員について質疑がありました。

答弁としまして、来年4月からの運用を考えていますが、4月時点の児童数の予測は、今の引本小学校の児童と、小学生になる児童の数で11人見込んでいます。また、引本地区から相賀小学校へ通学している児童がいます。その児童にも乗ってもらう計画をしていま

すので、合計で17人の送迎を見込んでいますので、29人乗りのバスを要望しましたとの答弁でした。

続きまして、17人しか乗らないのに29人乗りのバスは不合理なのではとの質疑がありました。

答弁としまして、29人乗りのバスですが、補助席を入れての数となります。補助席を使わない場合、22名の乗員数となります。近くに公共交通機関がない場合など、夏のキャンプの移動や社会見学などにもスクールバスを利用して児童を送迎する場合は補助席を使うこともありますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第64号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第4号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに住民課所管分につきまして、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のとおり住民課所管分について質疑を終了しました。

次に、福祉保健課所管分については、民生費、老人福祉費、老人福祉総務費、地域介護・福祉空間整備推進事業の636万4,000円、地域介護・福祉空間整備推進交付金について、事業廃止の説明についての質疑がありました。

答弁としまして、町内の事業所が、平成20年度に地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用し、平成21年4月より、認知症対応型デイサービスを運営しましたが、利用者数の減少や職員の人員不足のために平成29年10月より事業を休止していました。

今後も利用者の増加の見込みが難しく、平成30年4月から事業開始をしている就労継続支援B型の事業所の施設として適当であることから、認知症対応型通所介護事業を廃止し、同施設を就労継続支援B型事業所として用途転用しました。

返還金については、認知症対応型デイサービスの処分制限期間は22年との定めがあり、事業休止期間を除いた経過年数の8年を差引した残存年数、14年分の納付金額は636万3,636円を返還することになりましたとの答弁でした。

続きまして、この交付金は施設建設、事業運営、どちらの補助金なのかとの質疑がありました。

答弁としまして、施設建設のための補助金ですとの答弁でした。

続きまして、障がい者事業に利用するということですが、法律上、問題ないのですかと

の質疑がありました。

答弁としまして、国庫補助事業で取得した財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により、用途変更等に関して制限されており、事前に国の承認を得て廃止の手続きを進めてまいりました。その結果、平成30年11月に国の方から返還金の通知がありましたとの答弁でした。

続きまして、災害見舞金支給事業について支払われる時期、見舞金制度の周知について質疑がありました。

答弁としまして、議決されましたら早急に支払い事務を進めてまいります。災害に関しては様々な種類の被害があります。今回のような風害につきましては、住宅の主要な構成部分、屋根・柱・外壁・建具・床などの損害割合が50%を超えた場合は全壊、20%から50%未満の場合は半壊、その調査をする期間が必要となるため対応が遅くなりました。来年度以降、スムーズな対応ができるよう連携を図っていきたいと思います。

また見舞金の周知等の方法につきましては、見舞金の申請にあたって必要となる罹災証明の発行事務所管課である税務課との連携、また広報誌等での周知徹底を図っていきたいと思いますとの答弁でした。

以上のおり福祉保健課所管分について質疑を終了しました。

次に、環境管理課所管分については、課長から環境衛生費、塵芥処理費について追加説明の後、質疑に入りました。

衛生費、保健衛生費、環境衛生費、火葬場及び霊柩車管理運営事業168万円について、質疑がありました。

答弁としまして、今回の火葬場のエアコンについては、設置から20数年経っており、耐用年数によるものです。修繕するにも部品がなくなること、今後発生する修繕などの費用も考え、1台ずつ個別で動作可能なエアコンに変えていきたいことから設置のお願いをするものです。

床置き式の大きなものが1台70万円で2台で、天井埋め込み式のものが2台で約50万円です。さらに事務所については20数万円で、壁掛け式の小さな家庭用のエアコンを設置する予定です。これらが設置に伴う費用で、ほかに現在の機器の付け替え、撤去費用があり全て併せてということです。

工事費が主ですが、昨年度からの事業費の繰越金や、燃料費の高騰で現在、需用費などが不足しておりますので、それらの増減も併せてということです。

工事については議決後、できるだけ早くということで、ご理解をお願いしますとの答弁でした。

続きまして、荷坂やすらぎ苑の全体予算の中で、費用の負担をどうやって按分していくかに関して質疑がありました。

答弁としまして、経費負担については、修繕や日ごろの需用費、人件費等も併せてですが、均等割を5割、利用割を5割と申し合わせで決まっています。これまで紀北町が圧倒的に多い状況でしたが、平成28年度から均衡しました。現在、紀北町の利用が少しずつ下がって48対52となっておりますとの答弁でした。

続きまして、衛生費、清掃費、塵芥処理費、廃棄物適正処理推進事業335万1,000円の災害ごみ処理委託について質疑がありました。

答弁としまして、まず災害ごみの量については122トンです。

民間事業者での処理委託費用がトンあたり消費税抜きで2万円、運搬費については、トンあたり4,500円です。これらの災害ごみについては伊賀市にある民間事業者で処理します。

また、伊賀市では現在、一般廃棄物の搬入について、トンあたり1,000円の環境保全負担金を徴収することになっており、それら全てを併せると335万1,000円になりますとの答弁でした。

以上のとおり環境管理課所管分について、質疑を終了しました。

次に、学校教育課所管分については、国庫支出金、国庫補助金、教育費補助金、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金2,872万4,000円、町債、教育債、学校教育施設等整備事業債5,740万円について、質疑がありました。

答弁としまして、教育費補助金は、小学校と中学校の補助金に分かれています。ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金で、小学校分では1,935万4,000円、中学校分では、937万円となっています。補助率は、従来の空調整備補助金と同じ、3分の1の補助率となっています。学校教育施設等整備事業債につきましては、今回のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金は優遇措置があります。今回の優遇措置としては、国の補助率である3分の1を引いた残りの3分の2がすべて起債の充当になります。起債は10万円単位となりますので、多少の端数は一般財源で出てきますが、充当率は100パーセントとなります。また、交付税措置も優遇されています。そういう事で、交付税措置を勘案した町の実質的な負担率は、従来は51.7%でしたが、今回の特例交付金は、町の実質的な負担割合は、26.7%になりますとの答弁でした。

続きまして、特例交付金の繰越とブロック塀工事について、質疑がありました。

答弁としまして、特例交付金につきましては、今年度のみの限定です。繰越しは可能と伺っています。ブロック塀につきましては、設置時に建築基準法に照らし合わせて、違法であったものの改修は対象外ということがありますので、今回、7月の補正予算（第2号）でブロック塀の改修をお願いしましたが、その部分は、対象外と伺っていますとの答弁でした。

続きまして、エアコン設置工事について質疑がありました。

答弁としまして、国からは補助金の内示がきています。今後の予定としましては、1月に交付金の交付決定が出ると思います。その後、実施設計をして発注になります。全国的にエアコンの設置する自治体が多いと思いますので、なるべく早くに発注したいと思いますが、まだ完成までの期日等は見込めない所ですとの答弁でした。

委員よりエアコン設置箇所の一覧の資料請求があり、後日空調設備設置資料が配布されました。

以上のおり学校教育課所管分について、質疑を終了しました。

次に、生涯学習課所管分については、教育費、社会教育費、公民館費、公民館管理運営事業についての質疑がありました。

答弁としまして、今年度の文化の夕べの際に、階段を上っていた尾鷲市の方が足を滑らせて救急搬送された事例がありました。これを踏まえ、2箇所の手摺設置と、夜間の利用を考慮し照明設置費用を予算計上させていただきましたとの答弁でした。

以上のおり生涯学習課所管分について、質疑を終了しました。

次に水道課所管分については、質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上のおり水道課所管分について、質疑を終了しました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案の本委員会所管部分については、原案のおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第65号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について審査を行いました。

総務費、総務管理費、一般管理費、一般管理事業270万円のシステム改修について質疑がありました。

答弁としまして、国保の財政が三重県で一元化することになり、国保事業の状況や調整

交付金を申請するための国保事業報告システムですが、都道府県化により報告様式等が変更されたことにより改修です。すべての市町が改修を行いますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第66号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第67号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての審査を行いました。

総務費、施設管理費、一般管理費、職員人件費と嘱託職員等賃金について、質疑がありました。

答弁としまして、正職員につきまして、当初12名で計上していましたが、看護師1名が老人ホーム赤羽寮から福祉保健課に異動となり、11名が配置されたため1名減となり、373万6,000円の減額となっています。

また、嘱託職員につきましては、フルタイムの介護職員3名が退職し、短時間労働の職員を8名採用したことにより、532万3,000円の減額となっていますとの答弁でした。

続きまして、看護師とベテラン介護職員の異動、退職による人員配置、勤務ローテーションについて質疑がありました。

答弁としまして、看護師については、現在4名勤務しており、その他の職種の職員も含めて施設運営のための配置基準は満たしています。夜勤等のローテーションについても、新人さんが慣れるまでの2カ月から3カ月間は、職場の中の助け合いでカバーをして対応をしましたとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第68号 平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について審査を行いました。

課長から人件費と起債額の利息分についての追加説明の後、質疑に入りました。

企業債、償還利子、103万5,000円の利率と借入期間、借入額について質疑がありました。

答弁としまして、利率が年利0.7%、借入期間は40年間の固定金利で、借入先は財務省の

財政融資資金となっています。借入額は1億5,790万円ですとの答弁でした。

続きまして、0.7%というのは一般的に考えて高い利率だと思いますが、財務省から借りなければいけないのですか。地元の銀行などからは借りられないのですかとの質疑がありました。

答弁としまして、上水道の起債に関しましては、財務省で借りることとなっており、そちらのほうに申請して起債を行っています。実際に0.7%というのは現在の情勢で高い部分はあると思いますが、借入期間が長いので、その部分で利率が上がっているということです。これが短い期間ですと0.01%となっていますとの答弁でした。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託されました9案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

東清剛議長

これで各常任委員長からの報告を終わります。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。45分まで休憩いたします。

(午前 10時 32分)

東清剛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 45分)

東清剛議長

各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

まず総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第55号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第56号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第62号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第64号 平成30年度紀北町一般会計補正予算(第4号)について、総務産業常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

これで、総務産業常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。まず、議案第59号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第60号 紀北町学校基本財産条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第61号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第64号 平成30年度紀北町一般会計補正予算(第4号)について、教育民生

常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第65号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第66号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第67号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第68号 平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了い

たします。

日程第3

東清剛議長

これより各議案の討論・採決に入ります。

日程第3 議案第55号 紀北町公告式条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第55号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4

東清剛議長

次に、日程第4 議案第56号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第56号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います

(全 員 挙 手)

東清剛議長

举手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5

東清剛議長

次に、日程第5 議案第57号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第57号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

東清剛議長

次に、日程第6 議案第58号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、賛成討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第58号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7

東清剛議長

次に、日程第7 議案第59号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

議案第59号 紀北町立小学校設置条例の一部を改正する条例の反対討論を行います。

引本小学校を廃校することに対する改正であります。私は以前よりこの廃校に至る過程に疑問を感じております。

まず本来、廃校というものは学校をなくすものであって、子どもたちが新たに入学してきた時に復活することもあり得る閉校とは違うものです。だから議論が尽くされるべきものであると思います。しかし、その議論の場においても対象である保護者の方々が、自分たちだけで廃校を決めることは荷が重い、他の人たちにも議論に入って欲しいなどの声があったにも関わらず、まず保護者のみで決めてくださいと廃校の重みを保護者の皆さんに背負わせ、押しつける形となってしまったこと。

さらに29年の経過報告の中では、加配教師について、平成30年度、平成31年3月31日をもって廃校することを、29年度1月までに決定すると。統合前加配と統合後加配として1名ずつ教員が加配される制度があると説明されました。

そして、そのため12月に廃校を決定した背景があるのではないかと思います。蓋を開けば12月18日の保護者会の時点で、間に合わない可能性を示唆し、間に合わなければ町予算での配置も検討する。また、統合後にはなるが2年間は加配されるという説明に変わってしまし

た。

そして現在、町予算での加配はついておりますが、週20時間という勤務になっており、これを5日で割ると1日4時間の勤務ということになります。廃校だからといって加配をつけたのに、その加配は不十分である。子どもたちへの思いやりに欠けた結果であると言わざるを得ません。それほどに自分の通っている学校がなくなる、新年度からは別の学校に行くことになるということは、子どもたちにとって衝撃の大きな出来事です。その上、その引き換えとなったとも言える加配、まともにすることができず、また今回の条例は4月1日から施行となっておりますが、3月議会での閉校の条例改正をしてもおかしくないところでありますが、なぜ12月議会上程になったのか、その答えは加配ということでした。

これは全国的な統廃合の流れ、2015年に文科省が58年ぶりに公表した公立小学校、中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きなどの影響があるとはいえ、残る3学期を過ごすことになる子どもや保護者の心情を、このことを伝えることなく事務処理をしたということは、到底納得のいくものではありません。

本来学校というものは地域のコミュニティに欠かせないものであって、子どもたちが通うことで多種多様な人々が集う町をつくる基となるので、まさしく文化の砦であります。この引本が海山では最初に廃校とすることになり、さらに地域が寂しくなっていくことが必至となります。それを受け入れていかなければいけないとはいえ、そこに至るまでみんなが納得いくまで話し合いを重ねる、その機会を正しく提供する義務が町にはあったのではないのでしょうか。ただ学校がなくなるという話だけのことではないということを肝に命じております。

以上、私の反対討論とさせていただきます。

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第59号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8

東清剛議長

次に、日程第8 議案第60号 紀北町学校基本財産条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第60号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9

東清剛議長

次に、日程第9 議案第61号 紀北町体育館条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第61号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10

東清剛議長

次に、日程第10 議案第62号 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業の変更委託事業契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第62号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11

東清剛議長

次に、日程第11 議案第63号 紀北町スクールバス購入契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第63号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第12

東清剛議長

次に、日程第12 議案第64号 平成30年度紀北町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決をいたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第64号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第13

東清剛議長

次に、日程第13 議案第65号 平成30年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第65号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第14

東清剛議長

次に、日程第14 議案第66号 平成30年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はございますか。

（ 発言する者なし ）

東清剛議長

次に、賛成討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第66号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第15

東清剛議長

次に、日程第15 議案第67号 平成30年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

東清剛議長

次に、賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

東清剛議長

討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第67号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第16

東清剛議長

次に、日程第16 議案第68号 平成30年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第16 議案第68号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

東清剛議長

この場で暫時休憩をいたします。

(午前 11時 07分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 09分)

日程の追加

東清剛議長

各常任委員長から閉会中の継続調査申出書の議案が提出されております。

お諮りします。

これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し議題とすることに決定しました。

追加日程第 1

東清剛議長

追加日程第1 閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

総務産業常任委員長、教育民生常任委員長から別紙のとおり平成31年11月30日までの間、それぞれ記載されております事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査することについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

東清剛議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、12月定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月11日に開会されました本定例会では、11月11日に執行されました紀北町議会議員選挙以降、初めての定例会でありましたが、新しく選出されました議員の皆様には、紀北町の発展に向け今後とも町政運営にご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて議員の皆様には、本日まで終始熱心にご審議をいただきまして、上程いたしました案件につきまして、原案のとおりご可決賜わり、誠にありがとうございました。本議会で議員の皆様からいただきましたご指摘やご提案に加え、住民の皆様のご要望に十分留意をしながら、現在進めております平成31年度当初予算の編成におきましては、山積する諸課題に丁寧に対応してまいりたいと考えているところでございます。

また本日12月21日から30日までの10日間、長島港内で年末さいながしま港市が開催されま

す。たくさんのイベントも予定されておりますので、年末年始の食材のお買い物に是非ご来場いただきますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、本年も残すところわずかとなりました。議員の皆様のご1年のご労苦に心から感謝を申し上げますとともに、町民の皆様ならびに議員におかれましても、ご家族おそろいで輝かしい新たな年をお迎えいただきますことをご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

東清剛議長

以上で、本定例会の日程は全て終了しました。

平成30年12月議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、12月11日から本日まで、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なるご審議をいただき、無事閉会できましたことを心から御礼申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年末年始を控えご多忙のことと存じますが、健康には十分ご留意されますようお願い申し上げます。なお、職員の皆様におかれましても、年末年始、大変忙しい日が続くと思いますが、何卒よろしくようお願い申し上げます。

最後に、町民の皆様におかれましても、日頃から町議会に対しまして、温かいご支援とご協力を賜わり、厚く感謝を申し上げます。これから寒さも厳しくなる折、健康には十分ご留意され、良き新年をお迎えになることを祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

東清剛議長

これをもちまして、平成30年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午前 11時 14分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 31 年 2 月 28日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 太田哲生

紀北町議会議員 瀧本 攻